令和８年（フ）第１７４号
仙台市宮城野区平成１丁目６番26号
破産者　森　　謙太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
宮城県富谷市富谷一枚沖46番地２　日昭ビル304
破産者　星　　健太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３６０号
宮城県宮城郡松島町高城字町94番地の３
破産者　齋藤　亜紀（旧姓菊田）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８１号
宮城県多賀城市大代５丁目17番37号　ターンドールⅠ101号
破産者　結城麻由佳
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
滋賀県草津市山寺町1166―１　２棟２－３－４－Ｂ、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字萱野522番地５
破産者　北中　恵治
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１号
奈良市中ノ川町238番地、開始決定時の住所　奈良市青山一丁目１番地　６―301号
破産者　森中　健太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５号
山口県下松市東柳２丁目１番１―701号
破産者　加島　悠己
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第２２３５号
福岡市東区和白６丁目23番37－321号　セフィーロ３号館
破産者　谷口　秀明
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２３６号
福岡市東区和白６丁目23番37－321号　セフィーロ３号館
破産者　谷口　清子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９３号
福岡市東区松島１丁目24番８―403号　エスポガーデン
破産者　小野　奈穂
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３号
福岡市東区蒲田１丁目14番４―302号　市営蒲田住宅４棟
破産者　阿比留ゆかり
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２５５号
福岡県那珂川市松木３丁目162番地１、住民票上の住所福岡県那珂川市後野１丁目３番１号
破産者　梅崎　直也
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６４２号
福岡市南区屋形原３丁目18番８号
破産者　敷田　裕文
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５６号
福岡市東区千早２丁目８番４号
破産者　山崎　美樹（旧姓西出）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９００号
福岡市南区曰佐４丁目35番18―303号　ミモザ
破産者　辻　　幸恵
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８２号
福岡市城南区樋井川７丁目16番13号
破産者　川畑美恵子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３１９号
福島県岩瀬郡鏡石町中町449番地
破産者　遠藤　賢一
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８９号
福島県郡山市細沼町11番28号　ライオンズマンション細沼1102号
破産者　小原　秀彦
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係